

風俗営業・特定遊興飲食店営業の管理者講習受講のお知らせ

「風俗営業・特定遊興飲食店営業の管理者講習」って何？



風俗営業や特定遊興飲食店営業の営業所の管理者が受ける講習のことだよ。
講習では管理者の業務を適正に行うために必要な知識を学ぶことができるんだ。

飲食店営業の許可と併せて風俗営業や特定遊興飲食店営業の営業許可を受けていれば、その店の管理者は受講の対象になるよ。



管理者講習はいつ受けたらいいの？



管理者として選任された日から概ね3年ごとに1回受けることになっているんだ。
受講対象者には講習の開催を通知するハガキが営業所（営業者）に届くことになっているよ。



管理者講習はどこで開催されているの？



福岡県内の各地区の会場で毎月開催されているよ。
通知のハガキに開催日時や開催会場、持参する物が記載されているから、記載内容をよく確認することが大切なんだよ。



管理者講習を受講しないとどうなるの？



講習の通知を受けた営業者には、管理者に講習を受講させる義務が生じるよ。
受講させなかった場合は、管理者講習受講義務違反となり、公安委員会から風営適正化法上の不利益処分を受けることもあるよ。



病気などが理由で管理者講習を受講できないときは、どうすればいいの？



病気などの正当な理由があって受講できない場合は、通知のハガキの説明に従って必要な手続きを行い、次回以降に受講すれば問題ないんだよ。



勉強になりました。営業者の皆さんに、通知のハガキが届いたら必ず管理者講習を受講するようにお知らせします！



【お問い合わせ先】

福岡県警察 生活保安課

TEL : 092-641-4141

HP : <http://www.police.pref.fukuoka.jp/index.html>

